

自治基本条例等に関する調査結果

1. 調査した自治体

(1) 抽出条件

- ①自治基本条例を制定している
- ②人口が、100,000人以上 200,000人未満である
- ③埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県自治体である

(2) 自治体一覧

No.	自治体名	都県名	条例名	条例施行年	人口
1	新座市	埼玉県	新座市自治憲章条例	平成18年	165,779人
2	熊谷市	埼玉県	熊谷市自治基本条例	平成19年	194,294人
3	三郷市	埼玉県	三郷市自治基本条例	平成21年	142,666人
4	久喜市	埼玉県	久喜市自治基本条例	平成23年	151,266人
5	鴻巣市	埼玉県	鴻巣市自治基本条例	平成24年	117,786人
6	ふじみ野市	埼玉県	ふじみ野市自治基本条例	平成26年	114,253人
7	戸田市	埼玉県	戸田市自治基本条例	平成26年	141,528人
8	多摩市	東京都	多摩市自治基本条例	平成16年	147,707人
9	三鷹市	東京都	三鷹市自治基本条例	平成18年	190,591人
10	小平市	東京都	小平市自治基本条例	平成21年	195,488人
11	武蔵野市	東京都	武蔵野市自治基本条例	令和2年	148,339人
12	海老名市	神奈川県	海老名市自治基本条例	平成19年	138,651人
13	小田原市	神奈川県	小田原市自治基本条例	平成24年	187,680人

2. 条例施行後に一部改正がある自治体

都県名	条例の名称	条例施行日	追加	変更	削除
埼玉県	熊谷市自治基本条例	平成19年10月1日	○		
東京都	多摩市自治基本条例	平成16年8月1日	○	○	
東京都	三鷹市自治基本条例	平成18年4月1日		○	○

3. 条項及び条文の追加

(1) 熊谷市自治基本条例

内 容	(基本構想の策定等) 第15条の2 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。 2 市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
経 緯	平成23年5月の地方自治法改正により基本構想の策定義務がなくなったが、第2次熊谷市総合振興計画策定にあたり、基本構想の策定については、議決を取るべきと判断したため。
施行日	平成29年6月26日

(2) 多摩市自治基本条例

内 容	(市議会の設置) 第8条第2項 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例(平成22年多摩市条例第4号)を定めます。 附 則 (施行日) 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において多摩市議会規則で定める日から施行します。(平成22年議会規則第1号で平成22年9月8日から施行)
経 緯	平成22年9月8日に多摩市議会基本条例が施行されたため
施行日	平成22年9月8日

4. 条項及び条文の変更

(1) 多摩市自治基本条例

変更前	(定義) 第3条第1項第3号 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
変更後	市の執行機関 市長、 <u>下水道事業管理者</u> 、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
経 緯	組織改正により下水道事業管理者が設置されたため
施行日	平成29年4月1日

(2) 三鷹市自治基本条例

変更前	(補佐職の設置等) 第11条第1項 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。
変更後	市長は、 <u>副市長等</u> の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。
経緯	地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため
施行日	平成19年4月1日

5. 条項及び条文の削除

(1) 三鷹市自治基本条例

内容	(補佐職の設置等) 第11条第2項 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。
経緯	地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため
施行日	平成19年4月1日